

論
說

盛岡藩「**刑罪**」考

谷

口

昭

- はじめに
- 一 「**刑罪**」の構造
 - 二 「御家被仰出」と「**刑罪**」
 - 三 「文化律」との関連
 - 四 「**刑罪**」余滴
- おわりに

はじめに

このたび藩法研究会（第二次）によって『近世刑事史料集1 盛岡藩』が刊行された⁽¹⁾。これは同藩の刑事判例集「**「刑罪」**」（四九冊、盛岡市中央公民館所蔵）の全文を翻刻・校訂したもので、寛永期から天保年間にいたる罪と罰の記録は一万件に近い。盛岡藩の最も基本的な刑事判例集で、同藩にあっては、この分野において残された近世期の大半を網羅する好個かつ大部の法制史料に位置づけられよう。小稿は、本書に収録された「**「刑罪」**」を素材として、近世を通じて陸奥国一〇郡を領知した南部家中による刑事判例集の一端、特にそのあり方を探る試みである。考察にあたっては、「**「刑罪」**」およびその周辺に位置する史料との関連を中心にしてみたいと思うが、本論に入る前に、編集代表者として刊行に携わった立場から、公刊の意図について若干の特質に触れておきたい。

本史料集の刊行に当たって最大の、そしてほとんど唯一ともいえる意図は、IT社会に対応した法制史料のあり方にに対する提言である。もちろん伝統的な活字メディア（書籍）によって二〇〇万字に近い刑事判例を提供することの意義については、些かも疑いをいれないところであろう。それらは一八名によって構成される藩法研究会の会員全員が分担して翻刻・「**「入力」**」した成果であり、その勞なくして本書が世に出ることにはあり得なかつた。ただし、ここでわざわざ「**「入力」**」と表現したことには格段の意味がある。すなわち本書には、入力された文字情報を単に活字（出版物）に落とし込むだけでなく、デジタルデータ（PDF）として収録したCD-ROMが附録として付加されているからである。その際、文字の「**「入力」**」は、文字の配置やページのレイアウトを含めて校正を前提とする印刷原稿の作成には終わらず、ファイルの整序も終えた完全に近いデジタルデータのレベルにまで到達する必要があつた。

逆にいえば、印刷用の原稿は、このようなデジタル化の過程で「自然と」抽出されることになり、従つてアナログ情報としての書籍はデジタル化の副産物という位置づけになる。附録CD-ROMには翻刻の元となつた原史料の全画像（約四〇〇〇コマ）と藩領の古絵図（拡縮機能つき）、それに「**「刑罪」**」細目録（部分）を収めたが、これらは膨大な文字情報の検索を可能とする以外に、史料本文を読む際に立体的な利用の便宜を図つたものである。その意味では、書籍版と比較して格段に高度な付加価値が備わつていると認めてよいであろう。

ツールとしてのITについては後に触ることにして、次節以下では、「**「刑罪」**」の概略、特にその構造と、盛岡藩の刑事政策に関連する法令集・記録類など、触ることのできた史料群との関係を見ることにしたい。

註

（1） 藩法研究会編『近世刑事史料集1 盛岡藩』（創文社、二〇〇六年、全一六五九頁）。平成一七年度研究成果公開促進費（日本学術振興会）による助成出版である。

（2） 会員（五十音順、平成一七年現在）は以下の通りである。井ヶ田良治（同志社大学名誉教授）・鎌田 浩（熊本大学・専修大学名誉教授）・坂本忠久（千葉大学法経学部教授）・神保文夫（名古屋大学大学院法学研究科教授）・坂詰智美（専修大学非常勤講師）・高塩 博（国学院大学日本文化研究所教授）・谷口 昭（名城大学法学部教授）・橋本 久（大阪経済法科大学法学部教授）・林 董一（愛知学院大学名誉教授）・林 紀昭（関西学院大学法学部教授）・林由紀子（名古屋学芸大学元教授）・藤原明久（神戸大学大学院法学研究科教授）・古城正佳（東海大学非常勤講師）・牧田 熱（摂南大学法学部助教授）・守屋浩光（奈良産業大学法学部助教授）・安竹貴彦（大阪市立大学大学院法学研究科教授）・山田 勉（神戸女子大学文学部教授）・山中 至（熊本大学法学部教授）・大竹秀男（顧問、神戸大学名誉教授）

一 「刑罪」の構造

冒頭に述べたように「刑罪」は、盛岡市中央公民館（岩手県盛岡市）の所蔵になる南部藩の刑事判例集である。同館の分類によれば「31—3—1～8」（末尾に枝番号、全四九冊、合わせて約四〇〇〇丁）として一括されているので、収録に際しては伝存された史料の現状に沿って順次「刑罪01～49」とした。長期間にわたる大部な判例集なので、その全体像を知るために、冊子ごとの標題（表題または内題）・分類番号と、それぞれに収められた事例数を一覧しておこう（半角二桁の刑罪番号は冊子を識別しデジタル版と共にするため付したもので、原本標題とは無関係である）。

(刑罪番号) (標題)		(分類番号)	(事例数)
刑罪01	〔刑罪并御咎之類 一二〕	31—3—1—1	二三九
刑罪02	〔刑罪并御咎之類 一二〕	31—3—2—1	一一〇
刑罪03	〔刑罪并御咎之類 三〕	31—3—2—3	一二二
刑罪04	〔諸士 全〕	31—3—2—3	一一〇
刑罪05	〔寺社之類 全〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪06	〔寺社之類 全〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪07	〔組付之類 全〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪08	〔御同心雜人之類 全〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪09	〔御百姓之類 全〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪10	〔諸士 二〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪11	〔諸士 二〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪12	〔諸士 三〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪13	〔諸士 四〕	7 5 4 3 1	一七〇
刑罪14	〔刑罪御咎之類 上〕	31—3—3—3—1	一一六
刑罪15	〔刑罪御咎之類 下〕	31—3—3—3—1	一一六
刑罪16	〔刑罪 一 刑罪之部〕	31—3—4—1—2	一二三
刑罪17	〔刑罪 二〕	31—3—4—1—2	一二三
刑罪18	〔刑罪 三〕	31—3—5—1—5	一二六
刑罪19	〔刑罪 四〕 (天明六～九年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪20	〔刑罪 五〕 (寛政二～五年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪21	〔刑罪 拾六・拾七〕 (寛政六・七年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪22	〔刑罪 拾八〕 (寛政八年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪23	〔刑罪 拾九〕 (寛政九年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪24	〔刑罪 廿一〕 (寛政十・十一年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪25	〔刑罪 廿二〕 (寛政十二・十三年)	31—3—5—1—5	一二六
刑罪26	〔刑罪 廿二〕 (享和二・三年)	31—3—5—1—5	一二六

*「一」は原題に表記せず。

刑罪 27	〔刑罪 廿三〕（享和四～文化四年）	31	—	3	—	6	—	1	七四
刑罪 28	〔刑罪 自文化五年至文化九年〕	31	—	3	—	6	—	1	七八
刑罪 29	〔刑罪 自文化十年至文化十三年〕	3	—	2	—	2	—	2	三八
刑罪 30	〔刑罪 自文化十四年至文化十五年〕	5	—	4	—	3	—	2	五八
刑罪 31	〔刑罪 自文政元年至文政五年〕	5	—	4	—	3	—	2	七四
刑罪 32	〔刑罪 (罰) 自文政三年至文政八年〕	5	—	4	—	3	—	2	三一
刑罪 33	〔刑罪 (刑罰) 文政九年中〕	3	—	2	—	2	—	2	三三
刑罪 34	〔刑罪 (罰) 文政十年中〕	7	—	6	—	5	—	4	五五
刑罪 35	〔刑罪 自文政十一年至文政十二年〕	7	—	6	—	5	—	4	四五
刑罪 36	〔刑罪 文政十三年〕	1	—	1	—	1	—	1	三七
刑罪 37	〔刑罪 自天保二年至天保三年〕	3	—	2	—	2	—	2	三五
刑罪 38	〔刑罪 自天保四年至同六年〕	6	—	5	—	4	—	3	二三
刑罪 39	〔刑罪 自天保四年七月至同十二月〕	8	—	7	—	6	—	5	三五
刑罪 40	〔刑罪 自天保五年至同四年〕	7	—	6	—	5	—	4	二〇
刑罪 41	〔刑罪 自天保五年四月至同八月〕	6	—	5	—	4	—	3	一六
刑罪 42	〔刑罪 自天保五年九月至同十二月〕	5	—	4	—	3	—	2	五〇
刑罪 43	〔刑罪 天保六年〕	4	—	3	—	2	—	1	五四
刑罪 44	〔刑罪 天保七年〕	8	—	7	—	6	—	5	三四
刑罪 45	〔刑罪 自天保八年正月至同年三月〕	3	—	2	—	1	—	1	一二
31 — 3 — 8 — 1									

刑罪 46	〔刑罪 自天保八年四月至同年六月〕	4	—	二九	
刑罪 47	〔刑罪 自天保八年七月至同年九月〕	5	—	二五	
刑罪 48	〔刑罪 天保八年十月〕	6	—	二六	
刑罪 49	〔刑罪 自天保八年十一月至同年十二月〕	7	—	二六	
総 計		三〇二〇			

ここで示した事例数は、判例の年月日をもとに数えた、あくまでも目安の域を出ないものである。本文を見れば判るように、記事の大部分は編年形式の判決集の形をとるが、なかには箇条書で記録される部分もあって、数え方によっては若干の差異を認めなければならないからである。しかし、総計三〇〇〇余という事例数は概数としては概ね適切であり、個々の事例が複数の当事者に対する判決文を含むことを考えると、先に述べた「一万件に近い罪と罰の記録」という表現に大きな誤りはないと思われる。むしろ一つの事例に含まれる個人に対する判決文をカウントすれば、その数は事例数をはるかに上回ることは自明であり、これが盛岡藩最大の刑事判例集であることに間違はない。

ただ残念なことに、膨大な「刑罪」には、全冊子を通じて序文・跋文など編纂の事情を窺わせる文言や叙述はなく、分類番号には若干の欠番もあって、編成の原理や編纂の事情を完全に解明することは不可能である。本節では、右の一覧によつて示される「刑罪」の現状から、その構造とある程度の編成方針を探ることから始めたい。

まず全体を見通してみると、右の一覧ではそれほど明瞭ではないが、全四九冊は(1) 01～15と(2) 16～49の二グループに大きく分けることができようである(半角二桁数字は刑罪番号、以下同じ)。グループ(1)は、各冊子に刑罪の部類名が付されており、グループ(2)は安永五年(一七七六)以降、天保八年(一八三七)に至る判決の編年記録と見做して差し支えない。しかし、(1)から(2)へは、収録された事例が編年形式で連続しているので、この区別には大した意

味がないかも知れない。そこでグループ(1)の構造を概観するために、01～15について、それぞれの収録年代を示した【表1】を掲げておこう。

これによれば、01～03「刑罪并御咎之類一～三」（寛永二〇～宝暦二）と14・15「刑罪御咎之類上・下」（宝暦三～安永四）は一連の事例集（以下「編年冊子」と称する）であり、04「刑罪諸士全」（寛永二〇～宝永四）と10～13「刑罪諸士一～四」（宝永五～安永四）も、通時的に連続した諸士に対する判決の記録であることが判明する。05・06「寺社之類全」、07「組付之類全」、08「御同心雜人之類全」、09「御百姓之類全」については、事例はさほど多くはないが、08の一部に前後の乱れがあるものの、ほぼ年代を逐った判決録である。つまり04～13は、事件および判決の対象を、士分・士分以下・寺社・庶民というように、当事者の階層または部類別に編成した冊子（以下「部類冊子」と称する）であり、これらが安永四年まで作成されていたことを示している。

これに対し、01～03および14・15、それにグループ(2)とした16～49を加えれば、寛文八年（一六六八）以前には事例のない年が認められるが、ほぼ完全な編年冊子と見做すことができる。そうだとすれば、(1)(2)とした二分類にはさほどの意味がないことになり、全体を編年冊子と部類冊子に大別することも可能である。しかし小稿では、盛岡藩における「他の事情」を勘案して、安永四年で断絶したらしい部類記録を含む(1)と、以後も記録され続けた(2)を別グループとし、同年を境として「刑罪」編成の方針または事情に変化があったと考えておきたい。伝存の状況もそれに応じた形をとつており、グループ(1)に属する冊子間に見られる相互関係が意識されて、現状の「分類番号」になつたと思われるからである。

そこで次に、編年冊子と部類冊子の関係を見ておこう。結論を先にいえば、両者はほぼ完全に、あるいは何らかの形で相互関係ないし重複があるということである。『近世刑事史料集1 盛岡藩』（書籍版、以下『史料集』と称する）によれば、大部かつ記事が錯綜している状態では照合に困難さを覚える事例も多かつたが、『史料集』にはデ

【表1】 刑罪 01～16 歴年一覧表

西暦	和暦	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
		刑罪并御咎之類		諸士	寺社之類	組付之類	御同心雜人之類	御百姓之類	諸士（一～四）	刑罪御咎之類	刑罪一						
		一	二	三	全	全	全	全	一	二	三	四	上	下			
1643	寛永20	○		○					○								
	21	○							○								
	正保2	○			○												
	3																
	4																
1648	5																
	慶安2																
	3																
	4	○			○												
1652	5																
	承応2	○			○												
	3																
1655	4																
	明暦2																
	3																
1658	4	○															
	万治2	○		○					○								
	3																
1661	4	○						○									
	寛文2			○	○												
	3	○		○													
	4	○															
	5	○															
	6																
	7	○															
	8																
	9	○															
	10	○		○													
	11	○		○													
	12	○		○	○												
1673	13	○															
	延宝2	○		○													
	3	○		○													
	4	○		○													
	5	○		○				○	○								
	6	○					○										
	7	○					○										
	8	○		○			○	○									
1681	9	○		○			○										
	天和2	○		○			○										
	3	○		○			○										
1684	4	○		○			○										
	貞享2	○		○			○										
	3	○		○			○										
	4	○	追加														

西暦	和暦	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
		刑罪并御咎之類				諸士	寺社之類	組付之類	御同心雜人之類全	御百姓之類全	諸士(一~四)	刑罪御咎之類	刑罪一				
		一	二	三	金	全	全	全			一	二	三	四	上	下	
	20		○					○		○							
1736	21		○						○								
	元文 2		○						○								
	3	○															
	4		○						○								
	5		○			○	○		○								
1741	6		○						○								
	寛保 2		○			○			○								
	3		○	追			○		○								
1744	4		○			○			○								
	延享 2		○			○	○		○								
	3	○							○								
	4		○						○								
1748	5		○			○			○								
	寛延 2		○						○								
	3	○							○								
1751	4		○			○			○								
	宝暦 2		○			○		利雄	○								
	3				○				○	○							
	4					○			○	○							
	5					○			○	○							
	6				○				○	○							
	7		○	○					○	○							
	8								○	○							
	9				○	○			○	○							
	10				○	○			○	○							
	11				○	○			○	○							
	12					○			○	○							
	13				○				○	○							
1764	14				○	○			○		○						
	明和 2								○		○						
	3								○		○						
	4				○						○						
	5								○		○						
	6					○				○	○						
	7		○						○	○	○						
	8					○			○	○	○						
1772	9				○	○			○	○	○						
	安永 2								○		○						
	3									○	○						
	4					○	○			○	○						
	5									○							○
	6																○

西暦	和暦	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16
		刑罪并御咎之類				諸士	寺社之類	組付之類	御同心雜人之類全	御百姓之類全	諸士(一~四)	刑罪御咎之類	刑罪一				
		一	二	三	金	全	全	全			一	二	三	四	上	下	
1688	5	○				○											
	元禄 2	○															
	3	○				○											
	4	○				○	○										
	5	○				○	○										行信
	6	○				○	○										
	7	○				○	○										
	8	○				○	○										
	9	○				○	○										
	10	○				○	○										○
	11	○															
	12	○				○	○										○
	13	○				○	○										○
	14	○				○	○										
	15	○				○	○										信恩
	16	○				○	○										○
1704	17	○			○												
	宝永 2	○			○												
	3	○															
	4	○				○	○										○
	5	○															利幹
	6	○					○										○
	7	○					○										○
1711	8																
	正徳 2	○															○
	3	○															○
	4	○															○
	5	○															
1716	6	○															○
	享保 2	○															○
	3																
	4	○															
	5																
	6																
	7	○															○
	8	○															○
	9	○															○
	10																利視
	11																
	12	○															○
	13	○															○
	14	○															○
	15	○															○
	16	○															○
	17	○															
	18	○															○
	19	○															○

ジタルデータが用意されているため、年月日・人名・罪状等から全ての事例を検索・確認した結果の結論である。ただし、それでは部類冊子の記事は編年冊子から抽出されたもの、あるいは逆に、編年冊子はそれぞれの部類記事を分解して編年体に集大成したものかというと、両者はそれほど単純な関係ではないようである。「刑罪」の編纂事情を探ることにもなるので、相互の関係について、やや煩雑ながら冊子ごとに具体例を掲げて関連を見ておく必要がある。

04は諸士に対する「刑罪」の部類冊子である。以下に掲げるのはランダムに選んだ一事例であるが、他の部類とも共通して、その記述形式は概ね次のようなものである（傍線は筆者、以下同じ）。

A
貞享二丙寅年八月廿二日
一
内堀 民部江
被 仰渡

其方儀、家来佐藤武左衛門書付相出候に付、御詮議被遂候処、無筋儀ニ被届 聞召、右武左衛門義成敗被 仰付候、乍然常々家来之者召仕様悪、ケ様候儀為申出候事不届 思召候、其上知行新堀荒所ニ成候様ニ被 思召候得共、円斎以来代々御奉公仕候者之儀候得は御用捨被成、御預御免、本高ニ而所を替、此度千石被下候、古家江籠帰、以後無由断御奉公相勤可申候、御目見被 仰付候迄は遠慮仕可罷有候、妻子も古家江御返シ被成候、此旨八戸弥六郎宅ニ而御横目小向井四郎右衛門・御町奉行高橋惣左衛門出座、四郎右衛門を以申渡之、

一
内堀 宗円
同 勘平

(本文略)

内堀民部

妻子

被 仰渡

(本文略)

民部屋敷

家来共江

被 仰渡

(本文略)

白井仁右衛門ニ御預被置候

民部家来

佐藤武左衛門

被 仰渡

其方儀、民部不届有之旨書付を以申上候付、被遂御詮議候処、主人之儀無筋事申上候段不届ニ被 思召、成敗被 仰付旨御徒目付申渡之、

右之者、白井仁右衛門宅ニ而成敗被 仰付、檢使御徒目付蛇口甚右衛門・目時十右衛門相越也、

(『史料集』二三九・四〇頁)

右は、内堀民部が家来の佐藤武左衛門に虚偽の書付をもって訴えられ、佐藤は成敗、民部は日頃の家来に対する扱いが無調法であるとして給知の所替になつた事例である。前年七月二八日に閉門となつて以後の結果であるが、

編年冊子はこの事例をどのように記述しているであろうか。

B 貞享三丙寅年

一八月廿二日

内堀民部江被仰渡、

其方家来佐藤武左衛門書付相出候付、御僉議被遂候処、無筋義ニ被届 聞召、右武左衛門儀成敗被 仰付候、乍然常々家来之者召仕様悪、ケ様之儀為申出候事、不届ニ思召候、其上知行新堀荒所ニ成候様仕候事、旁無調法被思召候得共、円斎以来代々御奉公仕候者之儀ニ候得は、御用捨被成、御預御免、本高ニ而所を替、此度千石被下候、古屋江罷帰、以後無由断御奉公相勤可申候、御目見被 仰付候迄ハ遠慮仕可罷在候、妻子も古家江御返被成候、此旨八戸弥六郎宅にて御横目小向四郎右衛門・御町奉行高橋惣左衛門出座、四郎右衛門を以被仰渡、

内堀宗円・同勘平江被仰渡、

(本文略)

民部妻子江被仰渡、

(本文略)

民部屋敷家来共江被仰渡、

(本文略)

一

佐藤武左衛門

民部家来

(本文略)

民部妻子江被仰渡、

(本文略)

民部屋敷家来共江被仰渡、

(本文略)

民部屋敷家来共江被仰渡、

(本文略)

民部屋敷家来共江被仰渡、

(本文略)

一〇七（九頁）。

このような傾向は、いちいち例示しないが10～13（「刑罪諸士」一～四）についてもいえることである。従って、即断は避けるべきことを承知の上でいえば、諸士に関する部類記事には、一件記録から士分でない当事者を除く以外に、部類の目的に沿った取捨が行われていること、編年冊子は一件の全容を収録する目的で編纂されたことを認めてよいと思う。ただし部類冊子は編年冊子からの抜書としての位置づけではなく、両者は共通の素材に拠って冊子化されたものと考えておきたい。なお、04を「刑罪諸士 全」とするのは、10～13「刑罪諸士 一～四」と必ずしも整合しない^④が、01「刑罪并御咎之類」にそもそも「一」がなく、02・03を「同 二・三」とするのと併せて、「刑罪」編纂の最も早い時点における関係者の認識ではなかつたのだろうか。

やや推察が長くなつたが、他の部類冊子の状況も見ておこう。05～09は全て編年冊子01～03所収の事例に重なる。05・06「寺社之類 全」は、寺社関係に特化した比較的少数の事例集のためか、両者の類似度が極めて高い。とはいえ若干の異同と部類冊子が簡略化された痕跡は認められる。例えば、古い時代に当たる正保二年（一六四五）四月朔日、密懐僧に対する処断として記録された「石子積」による成敗例がある。筆者には珍しく感じられ、近世期においては特殊ともいえる刑罰なので、05の全文を掲げておこう。

C
一
横浜村西福寺
住持
D
右住持密懐ニ付（本文略）

密懐仕候付、盛岡大泉寺遣檢使、於横浜奥郡之淨土宗寄合候儀、為石子積、三月廿七日ニ小閑左衛門次郎女房も成敗仕、梶首之由、谷地平右衛門注進状今日到来、右穿鑿之上、落墜ニ相究所也、（『史料集』二六五頁）

右によれば、このときの「石子積」は盛岡藩の刑罰^⑤か、あるいは淨土宗の宗法による制裁であったのかは判明しないが、この事例の書き出しが01では次のようになっている。

横浜村
西福寺

（『史料集』五頁）

些細な相違ではあるが、これは両者間に存する異同の例と見做すことができ、従つて、CはDを直接引用したものではなく、双方が類似の書付類に依拠したものと解すべきであろう。同年一二月二六日条には同じ「石積之罪科」に処された事例があり、その対象となつた人物が05では「嶽ノ常宝院」（『史料集』二六五頁）であったのに對し、01は「山伏長善」（同七頁）とするなど、やはり微妙な違いが認められるからである。

簡略化の事例も少なくないが、03の記事のうち06には寺社の関係者のみが記録された寛延四年（一七五一）一〇月二一日条が典型的である。また、軽い追放や逼塞（預け）に処された罪人の赦免願が頻出するのも、この部類記の特徴であろう。そのうち宝暦九年（一七五九）六月一四日条は次の記事を載せている。

東禅寺

此度 本性院様十七回御忌御法事ニ付、為御功德御咎之者共御免被成下度之旨依願、御免之旨被仰出、

本性院様之御儀は諸士之部ニ記之

（『史料集』二八五頁）

このとき赦免されたのは、編年冊子14「刑罪御咎之類 上」によれば「先達而御追放之雜人三人」であったが、ここでは「諸士之部」との関連に注目しておこう。これは恐らく11「刑罪 諸士」に載せる宝暦五年六月一四日条を指すものと思われるが、そこには次の記事がある。

一

無調法之儀有之、先年 御城下御構被差置候処、御城下御構之儀御免被成、

無調法之儀有之、先達而身帶御取上、親類預ニ被仰付置候処、此度御免被成、

右之通、本性院様御法事ニ付、東禪寺依願御免被成、

本性院殿明室宗文大姉 寛保三癸亥年六月十四日

利視公奥様

金地院

榎原式部大輔政邦君ノ御女

御名 於国様三十六歳御卒去

(『史料集』三八八頁)

たまたまの事例であるが、このような分析の結果として、具体例を省略した07「組付之類 全」・08「御同心雜人之類 全」・09「御百姓之類 全」を含め、異なる部類冊子の間に存する相互関係が示され、編年冊子を併せて「刑罪」の編纂が総合的に行われた姿を想像してよいと思う。

以上見てきたように、「刑罪」01～15が部類冊子と編年冊子に大別され、どちらかが他方を単純に書写したものではないにせよ、罪と罰の記録が重複していることを認めるに、グループ(1)については本節で示した事例数が半減

することになる。判例の多寡によって判例集の価値を論じるつもりはないが、記録の重複を知りながら敢えて全てを翻刻・収録した意味と事情については最後に触れることにしよう。

さて、次に取り扱わなければならないのは、全四九冊中の三四冊を占めるグループ(2)についてである。これらは安永五年以降の刑事判例について、極めて単純に年次を逐つて記録したものである。この部分についての部類冊子は作られなかつたか未発見なので、これまで行つてきた分析の作業は不可能である。その代わり、という訳ではないが、これらの編成を見る上で留意すべき点を掲げておこう。

先ず38・39は天保四年を一～六月、七～一二月の二分冊に、40・41・42は天保五年を一～三月、四～八月、九～一二月の三分冊に、45・46・47・48・49は天保八年を一～三月、四～六月、七～九月、一〇月、十一～一二月の五分冊にしたものである。興味深いことに、現状ではそれらが〈遠慮なく無頓着に〉事例はおろか、文章の途中であつても丁の切れ目で分断し、独立した冊子としている。それにも関わらず冊子の初丁には何れも「南部家図書」の角印が押されているので、分断の状況も編成当初からの姿であることが判る。もっとも押印の時期は明確でなく、ある程度の編成、というより冊子化の事情が窺われるに過ぎないのであるが。

また31（文政元～五年）は、文化一五年五月一一日に文政元年と改元されたのを契機として、同年中にも関わらず改元以後を新しい冊子とした珍しい編成となつてゐる。この冊子には、文政一・三年に前後の逆綴が見られるが、これは編成上の単純な誤りと見做してよいだろう。なお、「刑罪」の大半は冊子の冒頭に「刑罪」と記しているが、32・34には「罰」、33には「刑罰」として処断の事例が收められ、32の末尾に置かれた文政八年の八事例のみが「刑罪」として配列されている。31・33はともに文政三～五年の事例を載せるが、その際、同じ日付の判例であつても当事者の人名および罪と罰に重複はなく、その点「刑 罰」と「刑罪」は、意味は不明ながら何らかの原理で区別されているといえる。

以上が、現時点で知り得る「刑罪」の構成である。駆け足とつまみ喰いに近い形で全四九冊の編成ないし構造を辿ってきたので、少なからず遗漏はあるかも知れない。しかし、このような事情を理解しておけば、完全には姿を現していない判例集の編纂なし編成の方針を探る手がかりとなるであろう。先にグループ(1)(2)を区切るために勘案すべき「他の事情」と述べたが、その示唆は意外などころにあった。次節で触ることにしよう。

註

- (3) いうまでもなく安永五年以後の部類記録が発見または滅失したことが明らかになれば、この仮説は成り立たないことになるが、今のところその可能性はなさそうである。
- (4) 04は宝永四年で終り、10～13は同五年から始まるので、この二つは時系列上、連続したものとなる。単純に冊子の切れ目となったものか、標題の表記法の違いに意味があるのか、現時点では判明しない。この年、南部利幹が就封したことと何らかの関連があるかも知れないが、分析しきれていない。
- (5) 後に整備された盛岡藩の刑罰体系（文化律「御仕置方之事」）には、当然のことながらこの処断は見えない。後述の「御家被仰出」「雜書」等から追求する必要があるが、現時点では未検討である。

二 「御家被仰出」と「刑罪」

「刑罪」が盛岡藩の大部な刑事判例集であるとするならば、同藩にはこれも膨大な法令集として編纂された「御家被仰出」（盛岡市中央公民館所蔵）が残されている。この書が藩法研究会（第一次）によって公刊され、学界を裨益してきたことは周知の事実である。⁽⁶⁾ 編集を担当された服藤弘司氏の解題によれば、この書も編纂の事情は明らかでなく、また、編纂は計画性をもち一貫して順調に進められたものではないとされる。同氏はさらに、編年形式を探

る「御家被仰出」の編纂は数度に亘っており、編纂の度毎に書名も若干異なり、巻番号は連続せず、年代が重複している場合さえみられることに言及されている。まことに的確な指摘で、これは当然、そのまま前節で編成の原理を探ろうとした「刑罪」の構造にも当てはまる表現だといえよう。

そこで筆者は、「御家被仰出」についても【表1】で示したのと同様に、全巻の配列年次を一覧してみた。するところの配列は「刑罪」と奇妙に、というよりむしろ見事に符合することに気づかされたのである。やや煩雑ながら「御家被仰出」の巻番号・標題を年代とともに列举してみよう。

(1) 寽永 元～宝暦二年	卷一～三	（御家被仰出一～三）
宝暦 三～安永四年	卷四～七	（御家被仰出之類一～四）
(2) 正保 四～宝暦元年	卷八～一〇	（被仰出之類一～三）
宝暦 二～安永九年	卷一一	（御家被仰出之部）
安永一〇～寛政五年	卷一二～一四	（御家被仰出二～四）
寛政 六～文化四年	卷一五～一八	（御家被仰出 甲二～丁五）
文化 五～天保八年	卷一九～三三	（御家被仰出〈年代表記〉）

ここでは意図的に(1)(2)として集約したが、これによれば、(1)は寛永元～安永四年の法令集であり、始期は若干古いものの「刑罪」グループ(1)がカバーする期間と重なるといってよい。(2)は、標題に「御家」を欠く「被仰出之類」一～三（巻八～一〇）を除けば、宝暦二～天保八年の法令で、これも「刑罪」(1)の14・15（宝暦三～安永四年）と、それに続くグループ(2)16～49（安永五～天保八年）にはほぼ完全に重なるものとなっている。ともに天保八年を終期とすることにも両者の共通性が現れているが、これは服藤氏のいわれるところに従い、この種法令集が幕末の分を欠いたものとしておいてもよい。しかし「御家被仰出」(1)すなわち巻一～七が安永四年で終わっていることにつ

いては、「刑罪」グループ①との〈奇妙な〉符合に瞠目せざるを得ない。

とすれば、「刑罪」と「御家被仰出」の編纂については、天保八年の事例を最後とするることを含めて、安永四年の時点では、具体的な転機または意義の大小は不明ながら、同じように編纂の区切りを迎える。その後についてもやはり同じように継続されることを想像しておいてよいのではないか。そしてこの事業は、藩庁の法曹吏員に属する共通の組織によって同時進行の形で進められていた——つまり現代風にいえば、同一プロジェクトの一環であったと理解してよいと思う。重要法令を整理・編纂する一方で、罪と罰の記録として「刑罪」の編纂も続けられたのである。

では安永四年、またはその前後に何があったのか。編纂の組織や担当者の状況、あるいは藩庁の方針など、現時点では一切不明である。「御家被仰出」の記事を辿ってみても、この頃に仙洞御所の御手伝普請や参勤御用などの「不時物入」があり、また連年の「作毛不熟」による「勝手向難渋（差支）」の記事には事欠かないが、このような藩内の財政事情が法令・判例の編纂事業または作業の変更に直接結びついたという知見は得られていない。従って、今のところ安永四年（宝暦二年も同様である）という「刑罪」編成上の画期は、幾度かの編纂段階の、もしくはもつと単純に冊子作成時の区切りの一つと見做すしか仕方はない。しかし、これだけ編成に共通の要素が認められる以上、法令集としての「御家被仰出」と判例集としての「刑罪」は、法令と判例の編纂を進める共通の環境のもとで、あたかも車の両輪のような一体性があつたということだけは事実だと思う。

従って両者の間には、当然のことながら事例や記事の重複はない。それは法令・判例という範疇に沿う形で案件を振り分け、適宜に分別した結果であろう。しかし全く関連がない訳ではなかつたことは、次の事例が明示している。

E (天明三年) 四月十八日 (刑罪18)

一

去ル十五日山岸町焼失之節、居宅類焼仕候、其節夜通用御役札取出兼焼失仕候、依之差扣願出候之処、不及其儀旨以御目付親類共江申渡之、

一右夜札焼失ニ付、被仰出有之、具ニ被仰出之部江記之、

F 「御家被仰出」(卷一二) 一四五九

一四月十八日、此度山岸町出火ニ付被仰出左之通

山岸町出火之節、上村久之丞居宅焼失、其節夜札焼失之旨申出候ニ付吟味候処、宝暦年中迄夜札焼失之者差扣願上候処、明和年中より右之段申出御目付承置、一通ニテ相済候、然処不相当ニ付、御目付共遂相談相伺候付、已前之通差扣為願上候様被仰出、

右之通以来相心得候様、御目付え申渡之、

(『史料集』六九三頁)

上村久之丞

Eによれば、火事で「夜通用御役札」(Fでは「夜札」、夜間の通行証か)を焼失したのは(過失による)罪であり、当事者の上村久之丞は「差扣」(謹慎)を願い出たが、それには及ばない旨が親類に通達された。それに対してFでは、上村の事例を吟味し、「夜札」の焼失は明和年中から目付限りで処理するようになつていたのを、宝暦期以前の旧例に戻して「差扣願」とし、(藩による公式の)「被仰出」とした経緯が記されている。

瑣末な事柄にこだわる意図はないが、これは事件とその処断があつて、先例を加味した法的措置が採られ、その結果として法令(「被仰出」)に結実したことを示す。加えて、Eの末尾に「被仰出有之、具ニ被仰出之部江記之」と記すのは、E・F双方の作成者が同じ記録担当者(それを法曹吏員ということができるならば、その集団)であつ

たことを意味するであろう。換言すれば、「刑罪」と「御家被仰出」は同じ編纂者（グループ）の手になつたと考えるべきであり、小稿の意図するところからすれば決して些細ではない事例となる。

残念なことに、このように明確に両者の関係を示す例は、「刑罪」のデジタル版による検索の結果でも、この一例しか見当たらないようである。しかしながら、法令集・判例集が同時に同じ部署で編纂されていた状況を知るためにには、この一事で足りるものと思う。

以上は、「刑罪」に見える「被仰出之部」が奇しくも法令集としての「御家被仰出」と合致した例であるが、「刑罪」の文中には少なからず藩庁の文書名が載せられている。それらは関係部署に蓄積され、あるいは同時に作成されていた（らしい）各種の記録類だと考えてよい。以下に、関係文書の痕跡を探ることにするが、それはもう一步「刑罪」編纂の事情に迫る可能性を求めての試みである。

『史料集』解題では、それらを抽出して次のように分類してみた。

(1) 留書類として、公事帳（口書）・公事方留書・御留・寺社御奉行留・御町奉行留・御用所留・御目付留書・

御目付帳（留）

(2) 事項別の部類として、被仰出之部・御役之部・寺社之部・御法事之部・凶事之部・身帶之部・跡式之部（家督之儀）・身帶御取上之部・御褒美之部・被下物之部・出奔之部・（諸）願之部

右のうち、(2)事項別の部類とした「被仰出之部」は先に見た通りである。「御役之部」は寛政四年一二月二一日条に「（略）右御代官共御免被成旨被仰出、御役之部ニ記之」（刑罪20、『史料集』八〇九頁）と見えるのみである。「寺社之部」も天明七年五月一三日条だけに跡を留めるが、これには「但委細之儀、寺社之部ニ有之也」（同19、同七五五頁）とあって、記述のニュアンスが若干異なる。「御法事之部」九例は17・18・19（安永一〇～天明九）に散見し、全て「御法事之部ニ記之」という表現である。同様に「凶事之部」五例（18・20）もこの形であるが、20のみないだけなのかということになるであろう。

前節で【表1】をもとに「刑罪」の構造を一覧した際、安永五年以後には部類冊子が見当たらないことを指摘した。しかし実は、編纂セクションではさらに多くの部類記が作成されていても閑わらず、何らかの事情で散逸・滅失もしくは今も隠れ続けている——筆者としてはそんな可能性を想定しておきたいのであるが、如何であろうか。その点、先にも取り上げた宝永二年に起きた煤孫治太郎の成敗一件で、欄外注記に「小屋番与右衛門」（本文では与左衛門、「刑罪」全編を通じて所出は八月二八日条のみ、処断の記事はない）事、被下物之部ニ記之」と書かれているのは、安永四年以前の事件ではあるが、この時期にも別の部類冊子が存したことを示唆する事例として注目すべきであろう。

では、決してついでに、という訳ではないが(1)留書類として掲げた関係書類も見ておこう。

『公事帳』（01・09に「公事帳口書」を含む三例）・『公事方留書』（二例、32）・『公事書抜』（一例、04）は、概ね「委細は公事帳口書（公事方留書等）ニ有」という記述で、抄出の典拠となつたことを表す。頻出する「御留（書）」も

一般的に「但此委細（此外）御留書ニ有之、略ス」という形である。「寺社御奉行留」（一例、20「右次第寺社御奉行留ニ有之」）・「御町奉行留」（一例、17「右具之儀ハ御町奉行留ニ記之」）・「御目付留書」（四例、17・18・19・27）等も同様であるが、このうち27のみが「具之儀御目付留書江記之」となっている。これを素直に読めば、「刑罪」の編纂時にこの留書へ事件の詳細が書き入れられたことになる。この一例をもって「刑罪」の編纂が目付グループによって進められていたというのは、想像過剰の誹りを受けるであろうし、そのつもりもないが、やや特異な事例でもあるので取り上げておきたい。

文化二年六月二〇日には一〇件を超える処断の申渡があり、その末尾に右の「御目付留書」への記入を示した事例が載せられている。

切紙

一 同（七月）廿九日御免、

宗庵親隱居

江柄 要庵

去年十二月角御屋敷女中いよ御茶之間榊及刃傷、致怪我候節、御届も不申上療治致候段、恐入差扣願上、追而御沙汰有之迄不及其儀旨、去年十一月被仰付置候處、願之通差扣被仰付、

右之通被仰出、寺社御町奉行・御目付立合、於御会所場申渡、右之外雜人之御片付數人有之、尤差扣ハ親類呼上於御城申渡、具之儀御目付留書江記之、

〔『史料集』一〇一六頁〕

これは角屋敷内で刃傷事件があり、怪我人の治療を無届で施した医師江柄要庵に対する咎の記事である。会所場における差扣の申渡には寺社御町奉行とともに目付が立ち合ったこと、処断申渡の記事に「御免」となった日付を

書き入れる方式は「刑罪」に通有のスタイルである。これが特異だというのは、この記事の全体が冒頭に記されているように「切紙」の文言であり、ここでは部内の生の素材が「刑罪」に転写された状況が見受けられるからである。全編を通じて「切紙」が収録されたことを明記するのは、同じ事件で差扣となつた女鹿勝兵衛ほか二名（「角御屋敷御役人」）に対する処断例（同日条）のみである。

もちろん文書形式（文書の態様あるいは用紙・料紙）として切紙を用いることは近世期においてはごく一般的な手法で、同じと通達など、部署間で行う文書の発受信（伝達）に普通の形であった。「刑罪」に痕跡を残す唯一の事例は、事件の概要是省略するが「公事懸り御役人共切紙評定伺」（45、「史料集」一四八七頁）という文言で、このとき公事担当役人から切紙で「評定伺」が出されていた。恐らくこの伺に対する老中（家老）など決定部署からの指示も切紙で伝達された筈で、右に掲げた事例では、この切紙を「刑罪」の記事とし、申渡に立合として関与した目付は、自らの部署で作成・蓄積する記録書「御目付留書」に書写または貼付したのであろう。些少かつ些細な事例からではあるが、このような文書の処理方式は一々書き留められないだけで、当時において通例のものであったといえよう。やはり「刑罪」の編纂には目付グループが深く関与していたことを想定する所以である。

このような推論は、あくまでも編纂者を手縫り寄せる作業の一環に過ぎない。藩の機構上、また「刑罪」が記録

する判決（処断）申渡の手続において目付が果たしていた役割に考え方を及ぼせば、目付と「刑罪」編纂の関係はさ

らに深まるものと思われるが、現時点では幾分かの示唆が得られる一例と考えておきたい。

ともあれ本節では、関係の深い留書類をもとに、「御家被仰出」（「被仰出之部」）を含めた各種の部類冊子（「⁽⁴⁾之部」）が整理・編纂され、その一環として「刑罪」も編纂・編成されたことを確認しておこう。これらは盛岡藩における法令と判例の一大整備事業であり、そして、その帰結として次節で述べる「文化律」の制定につながったと思う。

註

(6) 藩法研究会編『藩法集』9「盛岡藩 上・下」所収（創文社、昭和四五・六年）。

(7) 前注(6)所掲書「上」所収の服藤弘司氏による「盛岡藩概説」では、家老の下に御用人（庶務担当）・勘定奉行（財政管掌）・寺社町奉行（寺社の職務と盛岡町政掌握）と並んで、治安の維持に当たった目付を盛岡藩の行政組織とされている。それを具体化して法定したのが後掲の「公事三役扱之覚」で、目付は「高知・平士・諸士・諸医・召仕共二、在々御給人、御与力在々共、諸組付、御同心・御長柄之者、御城廻御人足・江戸表御人足共二、御小道具・御陸尺」など家中の諸階層と、「諸御屋舗、御藏・給所百姓出入、御境出入」を受け持つ職とされた（「御家被仰出」卷一九、一九〇七）。

三 「文化律」との関連

盛岡藩における刑事裁判の準則となつた「文化律」（「盛岡藩律」）は、藩法史料公刊の端緒となつた『近世藩法資料集成』（第一巻）による翻刻以来、その存在と中身が広く知られていた。京都大学日本法史研究会によって、諸藩の刑法典とともに「盛岡藩律」が復刻された際、筆者は翻刻と解題の執筆を担当した。当時は推測の域を出なかつた法典の性格は、小稿で抜ってきた「刑罪」との関連を追求することで、かなりの部分が明らかになると思われる。そこで本節では、その折の解題に沿う形で「文化律」の概略を辿り、次いで刑事判例集と刑法典という観点から両者の関係を検討してみたい。

周知の通り、この法典は文化五年（一八〇八）から翌年にかけて編纂・制定されたものである。「文化律」という標題をもつ盛岡藩刑法典には、主要なものとして以下に掲げる数種の写本の存在が確認されていた。それらは収録された条文の内容や記載の形式に基づいて、いくつかの系統が想定できるようである。

(1)『南部藩 文化律 全』・(2)『文化律 完』（各一冊、ともに岩手県立図書館所蔵）は、筆写と伝来の事情は明かでないが、ほぼ同じ系統に属する写本である。しかし両者間には、刑罰に附記した公事方御定書の刑名の書き方や、各箇条を導き出す根拠となつた旧例、すなわち先行判決例の収録方法、さらには漢字や仮名づかいによる条文表記上の相違等、細部にわたつて比較すれば、かなりの相違点があることは事実である。(1)に載せる赦免文言の配列には若干の混乱が見られ、他本との校合作業が行なわれた形跡が見られることからすれば、その結果を反映させた(2)は、より完全なテキストを残すべくして作成されたものといえそうである。

これとは別系統に属すると考えられる写本に、廢藩の時点で明治新政府が収集した「旧諸藩律」（三三冊）に含まれるものがある。(3)『文化律 上中下』（三冊、国立国会図書館東京本館所蔵）はその一つで、各冊子の末尾には筆写者であるうか、藤田務景映の署名が残されている。ちなみに藤田務の名は「刑罪」30（文化一五年五月三日条）にも見える。それには、文化一五年に三戸通田根村百姓の不行跡に対する処断があり、「私共限追放仕度旨御代官藤田務・諫訪民司申出、願之通御目付を以申達之」という記事があるので、もし同一人だとすれば、このとき三戸代官を勤め、代官として地方の公事（裁判）を担当していた人物かも知れない。刑法典の制定一〇年後の当時、あるいはその後のキャラリアによつては、法典の所持または筆写に閑与したとしても不思議ではない。彼の名以外に奥書に相当する記事は見当らないが、表紙および内題に付された数種の押印によつて、これが南部藩校作人館から文部省管下の東京書籍館に移り、東京図書館・帝国図書館の時代を経て国会図書館に引き継がれた來歴が判明する。

右と同系統と考えてよい写本に、夙に三浦周行博士の蒐集になる(4)『盛岡藩律 全』（一冊、京都大学法学部所蔵）がある。(3)が上・中・下の三冊に分れていること、目録および各箇条に頭番号が付されていること、それに法典編纂の事情を伝える前文の扱い（冒頭と末尾、朱書と墨書）を除けば、明かな誤写の部分も含めて(4)は(3)に酷似する。(3)が一時期、東京大学図書館に貸与されていたことが押印から確認できるので、同帝国大学附属図書館所蔵本を大

正一四年（一九二五）に筆写した⁽⁴⁾は、同系統という以上に、その副本というべき直接的な関係にあるものと見做せよう。

ところで「文化律」の編纂については、その経過のあらましが、(4)の前文（③では朱筆、後文）によって語られている。全文を引用しておこう。

文化五年八月廿日、丹波方を以、御意有之ニ付、公義百ヶ条江元附、御国先前右御片付之律江引合拵出し、同年十二月調相済、文化律と名附認、差出候処、猶又広く公事懸り評議致合候様、翌六年二月四日丹波方□友左衛門江被申聞候ニ付、二月七日右百ヶ条評議、七ツ半時過迄談合、翌八日も評議所江出席、談合取極メ候事、但御家老・御用人、外御役人江も広く一統心附も有之候ハ、可申上旨御沙汰ニ付、一統江為御見被成候、且此文化律は百ヶ条江十三ヶ条足加、百十三ヶ条ニ相成候也、

右によれば文化五年八月二〇日、時の藩主南部大膳太夫利敬が刑法典を編むべきことを命じて（「御意有之」）以来、幕府の公事方御定書をもとに、「御国先前右御片付之律」、すなわち盛岡藩が蓄積してきた旧例の「引合拵出し」が行なわれ、その作業が完了した同年一二月には一応、「文化律」なる名を冠した法典一〇〇カ条が作成提出されている。しかしこれで編纂作業が終ったのではなく、翌六年二月四日、公事懸役人に対して再度これを評議すべき命があつたため、同七日には夕刻七ツ半時まで審議し、さらに翌八日「評議所」において最終的な談合の結果、各箇条は確定した。その間、家老・用人はじめ、その他諸役人にもこれを提示して広く意見を求め、当初の案に一三条を加えた一三カ条から成る「文化律」が完成したという。

当然、旧例の「引合拵出し」——旧例の抽出による条文の創出と理解してよいと思う——には「刑罪」もその

対象となつた筈である。後に実例を掲げるが、この時期までの南部盛岡藩が、陸奥国糠部郡に領地を得た戦国期の南部三郎光行以来の、さらに遡れば鎌倉御家人の系譜をひく南部氏以来、祖先伝来の旧領を保持してきた、いわゆる旧族居付の大名にありがちな守旧的な性格を帶びていたことは十分に想像できる。そしてそれ故に、近世的な行政組織に移行するのが遅れていたことも事実であろう。その分析は小稿の目的ではないので、ここでは英名を讃えられる南部利敬の時代になつて、漸く盛岡藩の裁判機構がほぼ確立したことを探っておけばよい。以下に、裁判事項の取扱いに関して、利敬が定めた施策をいくつか辿つておこう。

先ず、刑法典の編纂に先立つ文化二年の「御家被仰出」（巻一八、一八四九、正字を常用文字に改めた以外の表記・句点は下記『藩法集』に従う、以下同じ）には次の措置が見える。

十一月十三日

一

御用人物側兼帶

渡 部 丹 治

御目付

毛馬内 庄 助

吉田 友左衛門

御勘定頭

富田柵野右衛門

公事懸り被仰付、何も於席申渡之

御 目 付

此度別段公事懸り御役人被仰付候、公事之儀其筋より申出候は一通取次、口上御吟味ニ至候ハ、公事掛え相渡為取扱可申旨被仰出、

公事懸り

寺社御町奉行

御目付

御勘定奉行

右宅ニおるて、一ヶ月六度順番を以公事会日内据、朝五半時より八ツ時迄可遂評議候、

但(略)

一評諫之儀及沙汰候ハ、其日より十日迄之内評議相伺可申候、尤、切紙・評諫伺等は、勿論早我取相伺候之様可致候、

一御会所有之候ハ、三日内二口書取調差出可申候、
但、御徒目付尋同断、尤、右口書并評諫伺共ニ、其日数之内ニ差出兼候事も有之候ハ、其訳可申出候、右之通御沙汰被成候条、差懸り候公事ハ格別、其余ハ右定日ニ急度相据、評議伺候様心懸可申旨被仰出、

公事懸り

此度公事懸り被仰付候、以来郷村ニ不相拘公事たりとも、御会所えも罷出候様被仰出、

一
当月御用月番之者、翌月於宅公事寄合月番ニ相据、懸り御役人共評議承可申事、

御家老

但、九日　　十日　　十九日　　廿九日

右定日、朝五半時より八ツ時迄寄合候事、
右之通被仰出、御役人共え為申知之、

(〔藩法集9　盛岡藩上〕八三四頁)

これは、公事懸の陣容と寄合・評議のシステムを整備したもので、この時点では「御用人・御目付・御勘定頭・寺社御町奉行」等の役職者から個人を特定して「公事懸り」に任じたことを示している。つまり、例えば勘定頭富田の次に記された「御目付」は、目付役全員が公事懸となつたのではなく、(関係部署から)公事の申出があれば(公事懸り御役人)へ取り次ぎ、口上(口上書か)が吟味の対象となつた際にはそれを「公事掛」へ渡して取り扱わせるという役割を定めた——そう理解すべきだと思うからである。確かに「別段公事懸り御役人被仰付」という文言は難解で、目付が公事懸に任じられたという解釈も可能であろうが、ここでは「公事掛」と同様に公事の実務に関わる事務セクションを指すものと考えておきたい。

勿論、公事懸はこのとき初めて創設されたのではなく、文化二年以前にもあつた。後世の書き入れでなければ「刑罪」にも、天明七年(一七八七)に「公事懸御目付」(19、七月六日条)、寛政五年(一七九三)に「公事懸御役人」(20、正月二三日条)という二例を挙げることができるからである。その後、文化二年を経た同五年以後は、事例の最後に「公事懸御役人(共)(評諫)伺之通申渡」と記すのが通例となる——そのことを付記しておくことは無意味ではあるまい。

「御家被仰出」の記事に戻る。それによれば、「公事懸り御役人」たちは一ヵ月六度の「公事会日」を定め、順番で各自の役宅を寄合の場として公事評議を行なうべきこと、評諫するべく沙汰があれば一〇日以内に評議して相伺うべきこと、その月の御用非番の家老は定日(毎月九・一九・二九日)の公事寄合に月番となるべきこととされ、ここに盛岡藩における公事取扱の原則ができ上ったものと考えられる。その結果が、文化五年以後に定型化した

「公事懸御役人伺之通申渡」という「刑罪」の表現に如実に反映されていることは、先に述べた通りである。

利敬の時代に行われた裁判機構の整備として次に注目されるのは、評諫所の創設である。「刑罪」には、「評諫」の記事は枚挙に遑がないほど頻出するが、「評諫所」の名前は全く見えないので、小稿ではその概要だけを述べるに留めたい。

「御家被仰出」文化五年七月二八日条（巻一九、一八九八）によれば、「此度評諫所御取建被成候処、御普請御出来栄ニ付、今日屋形様被為入、同席共始公事懸り御役人共繼肩衣着用退出後相詰之」という記事がある。これは建物としての評諫所が完成したことを述べたものであるが、その場所に掲げられた「御懸札」には、懸り役人が「常々相心得吃度相守るべき一八カ条の誠めが載せられていた。それらは公事の全般に対する役人の心構えを命じたもので、その第一条に「刑罰ハ国政を輔るの大要なる故、裁判の評諫私なく、純（専力）ら廉直なるへき事」と謳われているのを見ても、藩主利敬の公事、殊に刑事裁判に対する厳格かつ公正な姿勢が窺えよう。同時に、従前の裁判手順が変更され、例えば文化二年に定式化された担当役人の「宅寄合」で行なう公事評議は、「公事懸り之面々、只今迄毎月二・七・九之宅寄合、以来朝五時よりハツ時迄評諫所え出席、遂評議可申候」として、全面的に評諫所に移されたのであった。

さらに同年九月になると「公事三役扱之覚」が出され、三役すなわち「寺社御町奉行」（対象は庶民）・「御目付」（対象は主として家中）・「御勘定頭」（田畠・山論・水論・運上等）がそれぞれ受け持つところの裁判管轄が明確にされた（「御家被仰出」同五年九月二二日条、一九〇七）。これは「文化律」第五九条に「三役請持公事定之事」として、全文がほぼそのままの形で収録されている。ちなみに公事の管轄について同条は、三役それぞれが「重ニ取扱」う当事者の種類（身分または階層）と事柄を列举し、三役間で管掌が重複する「出入」については「兩請持出入懸候ハ、其品重キ方ニテ重ニ取扱可申事」としているが、立法の趣旨は同じである。

このように利敬は、裁判担当役人の分掌や評議のシステムを整え、評諫所を設置しただけでなく、役人それぞれが心すべき事柄を訓令した上で、刑法典の編纂に着手し完成させたといえよう。その際に小稿が取り上げてきた「刑罪」は、どのような役割を果たしたのであろうか。「文化律」の性格と併せて、編纂過程における「刑罪」の関わりを見ておきたい。

「文化律」が幕府の「公事方御定書」類似の刑法典であったことは、その基本的な性格として認知していくよい。それは先に引用した前文で、盛岡藩の旧例（「御国先前々御片付之律」）を「公義百ヶ条江元附」けたと述べていたことからも明かであるが、両者の条文の配列や刑名、特に同じ犯罪に対する刑罰の軽重に、おのずと相応の差異が認められるのは当然であろう。しかし、本節の目的は両者を比較検討することではなく、「文化律」に備わった第二の、しかも最も特色ある性格として、収録された裁判の旧例に焦点を当てることである。旧例のなかには当然のこととして「刑罪」所載の事例も含まれた筈であるし、旧例と条文各箇条の関係からは、逆に「刑罪」の性格を探る方途が見出されると思うからである。

前掲の(1)「南部藩 文化律 全」第一条末尾(2)「文化律 完」では付箋）に、「此ヶ条（第一条）より廻船荷物出售出并船荷物押領致候者御仕置之事と申ヶ条（第五八条）迄ハ元例無之、心得一通之分并御据被指置候御規定ニも相至り可申分ニ御座候」という書入がある通り、旧例すなわち「元例」は第六〇条以後にしか見えない。ちなみに第五九条は先に見た「三役請持公事定之事」であって、大半の条文が犯罪事項に対する刑罰（処断）を定め、あるいは仮言命題の形で罪と罰を結びつける規定であるのとは、性格を異にする。その点では、末尾の第一一二条「御仕置仕方之事」と同様、刑事政策の全般に及ぶものをここに配置したと考えてもよい。ただし第五九条の冒頭には、

此ヶ条右末ハ、元例に基輕重評議、御仕置付取調申候、尤御規定御沙汰有之、清書ニ至候節ハ、一体朱書之分

相除、墨書の分斗清書仕候積、

という注記があるので、「文化律」はここで前半部と後半部に分かれることになり、これもこの法典の性格を特徴づける一要素となる。では、後半部に載せられた旧例は、数えてみると二二〇例余を確認できるが、如何なる先例または先例集に由来するのであろうか。

「文化律」第六〇条を取り上げてみよう。それは次のような構造を持つ条文である。

裁許并申付相破候者御仕置之事

一裁許相破候者

天明二年五月廿六日例①

一無調法有之、二十三町住居御構之者、御構之内ニ致住居候者

一申付相破候者

寛政八年十一月三日例②

一御代官他出并村方江相談向、立入申間舗旨申付置候処、村方相談向江立入候者

延享四年十月六日例③ (本文略)

享保十一年八月五日例④ (本文略)

正徳五年十月廿七日例⑤ (本文略)

一御代官申付相破候肝入

正徳五年十月廿七日例⑥ (本文略)

遠追放

近追放

遠追放

近追放

近追放

科料

打首

役儀取上、其品寄咎メ

役儀取上

科料

ここで引かれた旧例は①～⑥の六例である。そのうち①は「犯罪」¹⁷に、②は同22に具体的な事例が収録されているので、以下に示しておこう。

①五月廿六日（天明二年）

元籠守清太郎召仕
久 助

其方儀、去年十月廿三丁住居御構、奉公筋御構被成候処、頃日ニ至川原町住居罷有候、無調法ニ付、被仰付様も有之候得共、以御慈悲田名部江御追放被仰付者也、

右之通御片付被仰付、御町奉行・御目付江申渡之、

②十一月十三日

万丁目通鍋倉村上野新左衛門知行所百姓

仁 助江

被 仰渡

其方儀（略）去春御代官各之申付を相背候無調法ニ付、急度被仰付様有之候得共、以御憐愍沼宮内江御追放被仰付候条、御城下并他御代官所江立入候ハ、曲事可被仰付者也、

（『史料集』六六七頁）

一

①は、盛岡「廿三丁住居御構」となった久助が、その裁許を破つて構い地の川原町に住居していたため、「裁許相破候者」として田名部へ追放となつた例である。②は、代官の申付を破つた鍋倉村仁助を沼宮内へ追放した例で、「文化律」一二三条によれば、それぞれの追放場所は遠追放・近追放の地とされている。すなわち、これらの旧例

を受けて「文化律」は「裁許相破候者」を遠追放、「申付相破候者」を近追放と規定し、具体的な追放場所を「御仕置仕方之事」に載せた」とが判明する。

それでは③～⑥はどうであろうか。じゅに「正徳五年十月廿七日例」²²⁾に於ては、「刑罪」02（同日条）に同日付の判例が多数収録され、この中の、本条に該当する事例は見当たらず、③④については痕跡すら見出しえない。このような手法で「文化律」所掲の旧例と「刑罪」所収事例との照合関係を全条文について確認したのが【表2】である。また【表3】では、条文に沿って犯罪類型と法定の刑罰、「刑罪」における刑罰（処断）申請の文言、そして具体例を抽象化した「文化律」上の表現を一覧してくるので、両者の関係が極めて明瞭になるとと思う。

その結果、旧例のうち六〇例弱が「刑罪」に求められ、「元例」として「文化律」の条文に反映した——というより独自に条項を創ったといつてもよい。しかしながら、全旧例が一一〇例余であつたことを想起するにあれば、この数

【表2】文化律旧例と刑罪

文化律	旧例数	うち刑罪	文化律の表現
60	6	4	
61	7	4	
62	10	2	
63	7	5	
64	5	0	
65	2	0	
66	2	0	
67	28	1	
68	11	3	
69	2	0	
70	1	1	
71	2	1	
72	2	1	
73	2	1	
74	5	1	
75	13	9	
76	0	0	
77	4	1	
78	4	2	
79	3	0	
80	3	2	
81	14	2	
82	3	0	
83	2	0	
84	2	0	
85	6	0	
86	13	2	
87	3	0	
88	4	1	
89	4	1	
90	2	1	
91	1	0	
92	2	0	
93	0	0	
94	3	1	
95	3	1	
96	1	1	
97	7	3	
98	4	1	
99	1	1	
100	3	0	
101	1	0	
102	4	2	
103	2	0	
104	3	1	
105	1	1	
106	2	0	
107	1	0	
108	3	1	
109	1	0	
110	2	0	
111	3	1	
112	1	0	
	221	59	

条文は難型

【表3】文化律・刑罪の照合一覧

文化律	犯罪類型	刑罰	刑罪年月日	刑罪No.	刑罰	刑罰	文化律の表現
60	裁許相破候者	遠追放	天明2・5・26	刑罪17・29	田名部へ追放	遠追放	
	申付相破候者	近追放	寛政8・11・3	刑罪22・24	沼宮内へ追放	近追放	
61	人別帳ニも不加他之者指置候者	所払ほか	安永9・12・24	刑罪16・50	過料錢取上	過料	
			元文1・10・5	刑罪02・65	田名部牛滻へ追放	牛滻江追放	
			宝曆2・2・7	刑罪03・69	科料錢取上	過料	
			"	刑罪11・21		"	
			天明5・7・22	刑罪18・42	鬼柳於境送放	遠追放	
62	強訴徒党致候者	死罪ほか	天明4・12・28	刑罪18・35	毛馬内へ追放	遠追放	
	意懲遺恨を含、致徒党人家江・	中追放ほか	天明3・12・28	刑罪18・21	沼宮内零石へ追放	轍追放	
63	隱壳女渡世致候者	過料、百日手鎖ほか	安永9・12・24	刑罪16・51	二十三丁住居構	二十三町弘	
	女房娘を隱壳女ニ致、人寄致候者	家財取上、遠追放ほか	宝曆4・2・29	刑罪14・7	沢内へ追放	遠追放	
			"	刑罪14・8	沢内へ追放	遠追放	
			明和4・7・21	刑罪15・18	野田へ追放	遠追放	
			重過料、五十日手鎖ほか	安永8・4・2	刑罪16・37	家屋敷取上追放	家屋敷取上追放
67	悪党者と牢存致宿・	死罪ほか	寛政3・8・7	刑罪20・24	野田へ追放	遠追放	
68	人勾引候者	死罪ほか	安永7・10・28	刑罪16・30	田名部へ追放	牛滻江追放	
	勾引候者と馴合、売遣し分前取候者	遠追放	天明3・11・11	刑罪18・15	田名部牛滻へ追放	牛滻追放	
			"	"	牛滻井遠追放		
70	遺恨を以火を附へくして張札・	死罪ほか	天明3・11・24	刑罪18・17	田名部牛滻へ追放	牛滻江追放	
71	かたり事の品、対上江候歟・	死罪ほか	安永9・11・15	刑罪16・49	野田追放	遠追放	
72	其事ニ向幸ニ致申懸仕候者	遠追放	宝曆12・9・13	刑罪14・62	田名部牛滻へ追放	牛滻江追放	
73	銅錢吹立候者	死罪ほか	天明4・9・2	刑罪18・30	沢内へ追放	遠追放	
74	火附候者、年越駆候ニおるてハ	死罪ほか	天明4・10・26	刑罪18・36	引さらし打首獄門	引さらし打首獄門	

75	同(主人ニ)切懸打掛候者	死罪ほか	承応2・6・16	刑罪01-2	盛岡引さらし於津志田火 罪／梶首	於小鷹 火罪
			明治2・11・19	刑罪01-6	盛岡引さらし於小鷹のこ きり挽、不死につき磔	於小鷹鋸引、不死二 付磔
			"	刑罪08-5	"	"
			寛保2・3・1	刑罪03-12	町中引さらし磔	於所引さらし磔
	同(親)切懸打掛候者	死罪ほか	明和2・6・26	刑罪15-10	2・6・27	盛岡所場所さらし磔
	弟妹甥姪を殺候者	短慮永籠、利得死罪	寛政3・3・5	刑罪20-20	3・3・6	村方戒版
	支配を請候檢斷肝入名主等殺候者	引廻之上 獄門	宝曆7・3・9	刑罪14-27	打首／野田へ追放	頭人打首 他
	毒餉致し人を殺候者	獄門	天明5・4・28	刑罪18-39	打首 獄門	打首 獄門
	相手不法、無是非及刃傷、人を 殺候者	永籠	元禄8・11・12	刑罪01-54	代官支配地で火罪	密夫并女房共 火罪
	同宿体之僧、人を殺或疵附候科	俗人ニ替無之	宝曆5・2・9	刑罪14-11	田名部牛滝へ追放	牛滝追放
	あはれ者廻所をさわかし候者	輕追放	享保8・11・6	刑罪02-39	町引さらし於生場磔	引さらし 磬
	77 酒狂ニて人為手負候者	平穎次第療治代	安永7・7・19	刑罪16-27	水沢御山へ追放	中追放
	78 酒狂ニて人を打懲致候者	償不可は所払	安永6・2・11	刑罪16-8	毛馬内へ追放	遠追放
	79 亂心ニて醫者 患外者殺害	不及下手人	寛政8・3・23	刑罪22-2	野田へ追放	遠追放
			享保19-6・14	刑罪02-55	死罪	死罪
			"	刑罪10-20	"	"
			明和11・10・27	刑罪07-10	於籠前打首	打首
			"	刑罪15-8	"	"
81	牛抜岀候者	本罪一等重く牢番人中 追放	享保18・10・21	刑罪02-49	金議中長町揚屋入	揚屋入
	手鎗外し候者	吟味中は百日手鎗ほか	天明3・11・8	刑罪18-15	毛馬内へ追放	遠追放
	86 欠落立帰り子細無之者	御境於長ハ 速追放	天明3・7・17	刑罪18-11	花輪へ追放	遠追放
	88 夫不法、無撫他江駆込候女	親元返し、縁談三年差 留	天明3・4・1	刑罪18-6	過料錢取上	過料
			宝曆12・3・19	刑罪14-59	親元返し、三ヶ年縁 談差留	親元返し、三ヶ年縁 談差留

※刑罪No.欄の数字はデジタル版の頁を表す。

子の多少にてこでは俄かに卑歎やめた。やれよつむせせ因介の「いや止み「刑罪」」と確證ぢやなこ田例ばかりにあつたのか、その方が重數たむこへくやじゆへ。先に「刑罪」の編纂事情について考察した際、幾々な強制類の存在に触れ、現状では姿を現せんこな詔類(「へい詔」)が同時に纏められた可能性を想定した。やつもいな

「刑罪」に関連する諸文書に残りの旧例を求める事もできるし、全く別の文書群があつて、それらが刑法典編纂に利用されたことを想像することもできよう。ただ小稿では、「文化律」所掲の旧例のほぼ四分の一が「刑罪」に直結するという知見が得られたことに満足しておきたい。それは本『史料集』の刊行がなければ、容易には得られることのなかつた成果だと見做し得るからである。

註

- (8) 京都帝国大学法学部日本法制史研究室編、昭和一七年弘文堂印刷部による出版。小早川欣吾氏の解題がある。所収書の由来については、次注所掲書所収の中沢巷一氏による序文に詳しい。
- (9) 京都大学日本法史研究会編・中沢巷一責任編集『藩法史料集成』所収（昭和五五年、創文社）。
- (10) 「盛岡藩」という名称は文化一四年以後のこととされるので、この時点では「南部藩」と称すべきであるが、小稿では特に区別していない。
- (11) 盛岡藩の後進性とその克服については、例えば藩の教育方針に戦国時代以来の武断的な遺風過風が薄れ、儒教教育を骨子とした文治思想を藩の教育機関に採用したのが漸く文化年間で、南部利敬の代になってからのことであつた事実にも現れている（長岡高人「盛岡藩学史論考」、『岩手地方史の研究』所収、昭和四四年）。利敬は性剛直、英明・廉潔にして学を好み、積極的に儒学者を登用し、彼の時代に盛岡藩学は草創期に入つたと評価される（同上書）所以であるが、同時に彼は庶政の改革に力を尽し、諸事家老を経ずに代官・奉行衆より直接報告を受け、親ら行政の衝に当るなど、よく善政を布いたといわれる（『南部史要』および『近世藩法資料集成』所収「盛岡藩律解題」）。

四 「刑罪」余滴

前節まで、盛岡藩の判例集と法令集、加えて刑法典を関連させて、裁判の旧例集として存在した「刑罪」を分析してきた。その編纂が関係セクションに蓄積されていて共通の素材に依拠した可能性を想定したのであるが、却つて疑問を投げかけるだけの結果に終わつたところも多い。周知のように同藩には、家老席その他の役職ごとに記録され続けた、はるかに厖大な「雑書」「覚書」（盛岡市中央公民館所蔵）がある。⁽¹²⁾ ともに編年日次記の形で記述されており、既に多くの冊子として公刊されているので、この書を駆使して藩庁に蓄積された文書群との関連を追求すれば、「刑罪」編成の具体相が浮かび出てくる可能性は高い。

まことに不見識ながら、現時点で筆者の手許には「雑書」がなく、それに対する知見に欠けている。たまたま借覧できた一部の冊子から「刑罪」との関連を示す記事を例示すれば、両者の間には次のような共通性を目のあたりにすることができよう。やや長く、しかも重複する部分が多いが、小稿の叙述にとつては重要な示唆が含まれているので、長文ながら敢えて引用することにしよう。先ず「雑書」（元文元年一〇月五日条）の記述はE所掲の通りである。

E

十（一〇月を示す）

五日 曇

吉兵衛

佐五右衛門

(略)

一 当夏、江戸より御下被成候安藤甚七御片付之義、御役人共以評定書申上、左之通御片付

① 安藤甚七へ申渡

其方義、於江戸一度御了簡之筋も有之候処、当春御当地江罷下所々偽共申懸、奉公二位（芭）江戸へ罷登

身上相隠居、大勢之者ニ迷惑為仕候段重々無調法候、依之於籠前討首被 仰付者也、

右之訳於籠前御徒目付申渡之、

② 小笠原与兵衛へ申渡

其方儀、去年江戸御屋敷へ駆込候甚七と申者、御当地へ罷下奉公望申候処、長沢新右衛門ニ被頼候由ニテ、

行衛不相知もの親類罷成、其上請合相立印形仕候段、侍不似合仕方重々不調法ニ付、身帶被召放

御構被 仰付者也、

③ 長沢新右衛門へ申渡

其方儀、去年江戸御屋敷へ駆込候甚七と申者、御当地へ罷下奉公望申候処、出所も不相知者吟味不仕口入

いたし、其上縁者小笠原与兵衛へ申聞親類書印形まで為仕候段、侍ニ不似合仕方重々不調法ニ付、身帶被召放

子共（供）一所ニ 御城下御追放被 仰付者也、

柏山七左衛門家來

④ 小林左兵衛へ申渡

其方儀、当春安藤甚七と申行衛不相知者、奉公罷出候節、親類書ニ乘候段不吟味、奉公人ニ不似合仕方不届ニ付、宮古へ御追放被 仰付候、他領へ罷出間敷者也、

右書付御目付所御物書誦之、

右与兵衛・新右衛門は親類同道、左兵衛ハ七左衛門家来呼立、御目付滝沢八左衛門於宅御町奉行織笠庄助、
御目付八木橋茂右衛門立合申渡之、

花巻川口町

⑤ 甚四郎へ申渡

⑥ 中台院へ申渡

⑦ 明連寺へ申渡

其方儀（申渡文略）

其方儀（申渡文略）

其方儀（申渡文略）

其方儀（申渡文略）

『盛岡藩家老席日記 雜書』第十六卷、一二三頁
右は寺社御奉行織笠庄助宅にて御目付滝沢八左衛門・八木橋茂右衛門立合申渡、右御書付御町奉行所御物書誦之、

これに対し「刑罪」（10「諸士一」享保二年（四月改元、元文元年）同日条）を併記すればF所掲の通りである。

F

十月五日

① 安藤 甚七江

其方儀、於江戸一度御了簡之筋も有之候処、当春御当地江罷下、所々偽共申懸奉公ニ住、江戸江罷登、身

上相隱居、大勢之者ニ迷惑(衍カ)に迷惑為懸候段重々不調法ニ候、依之於籠前討首被 仰付、

一

其方儀、去年江戸御屋敷江駆込候甚七と申者、御当地江罷下奉公望申候処、長沢新右衛門ニ被頼候由ニ而、行衛不相知者之親類に罷成、其上請合相立印形仕候段、侍ニ不似合仕形重々不調法ニ付、身帶被 御城下御構被成旨被 仰付、

一

其方儀、去年江戸御屋敷江駆込候甚七と申者、御当地江罷下奉公望申候処、出所も不相知者吟味不仕致口入、其上縁者小笠原与兵衛江申聞、親類書・印形迄為仕候段、侍ニ不似合仕形重々不調法ニ付、身帶被 召放、子共一所ニ 御城下御追放被 仰付、

右之趣、於御目付宅御役人立合申渡、

③長沢新右衛門江 楠山七左衛門家来

一

其方儀、当春安藤甚七と申、行衛不相知者奉公罷出候節、親類書ニ乘候段不吟味、奉公人ニ不似合仕方不届ニ付、宮古江御追放被 仰付、楠山七左衛門家來呼之、御目付宅ニ而申渡、

但右之外、懸合之者共御片付有之、略ス、

(『史料集』三四四頁)

④ 小林左兵衛江

文言・用字の細部や翻刻方針による文字表記・句点の違いを除けば、記事の中身はほぼ同じである。事件の当事者①～⑦に対する「其方儀」に始まる申渡についても、Eが「～へ申渡」と記述するのに対し、Fは「～江」と記すのみであるが、「刑罪」にもEの形式は定式化している冊子があるので、重要な差異とはいえない。④について

だけ末尾の部分がEには「他領へハ罷出間敷者也」と結ぶのに対し、Fはその文言を欠き、代わりに申渡の手順を記している程度の違いしかないといえよう。

ただし「刑罪」の編成上、両者には根本的な相違があった。それはE⑤～⑦の存否である。当然、ここで取り上げたF「刑罪」10は「諸士」に関わる事例を抽出したものであり、「右之外、懸合之者共御片付有之、略ス」と記すように、⑤庶民と⑥⑦寺院の事例が除外されたのは、その編成目的からすれば自明のことであろう。些か詭弁めいた叙述の仕方に後暗さを覚えながらいえば、実は、この当事者全てを収録した事例が同02「刑罪并御咎之類 一二」(同日条、『史料集』一四八頁)にあるのである。ということは、第一節で述べた編年冊子と部類冊子の関係は、相互に関連するだけではなく、それぞれが依拠したかも知れない文書群として、もう一つ「雑書」(またはその素材)をつけ加えなければならないことになる。このことを「刑罪」編成の具体相への示唆としておきたいのであるが、ここで行ったE・F両者の比較は、そのためであった。

また、Eによれば、当事者への申渡が、①は籠前で、②③は親類が同道し、④は家来を呼んで、目付滝沢宅において町奉行織笠・目付八木橋両人の立合のもとに行われたという。このようなEにおける完全な申渡手順の記載を見ると、文意は同じながらFの記述には意図的にデフォルメされた跡が見え隠れするようである。しかし、それはあくまでも筆者の印象に過ぎず、憶測の域に留めておこう。

最後に、Eに記された①～④(家中の当事者)に対する「右書付御目付所御物書誦之」、⑤～⑦(町人と寺院)に対する「御書付御町奉行所御物書誦之」という文言について触れておく必要がある。江戸から送致された安藤甚七の処断(御片付)は、冒頭に名前が見える一人の担当家老によって決せられたのであるが、事前の審理段階において「御目付所」と町奉行所で作成された「評定書」が、それぞれの吏員(御物書)によって読み上げられたことを示している。前節で述べた「文化律」(第五九条「三役請持公事定之事」)以前における公事分掌の具体相として

も注目できると思われるが、筆者はむしろこの記述が、これまで探し求めてきた旧例文書類の具体的な形成と蓄積の過程を表しているように思う。とすれば「目付所」という部署名は、沓として姿を現してくれない「**刑法**」「**御家**—被仰出」「**雑書**」等の編纂の要——というより、他部署の「**御物書**」たちと共に編纂事業の実務部分を構成していたのではなかろうか。無論、そのような編纂の根幹に関わることを一例で語ることは適切ではあるまい。

しかし「**雑書**」には、そのごく一部を繙いただけでも「**刑法**」の記事と重複し、またはそれらを導き出す記述が多いことは事実である。筆者にその全貌を解説する余裕はないが、日付・人名・地名と事件を表わすキーワードなどから、『史料集』デジタル版が備える検索機能を活用すれば、地道ではあるが照合作業は進展すると思う。関心の深い方々によって「**雑書**」の全編にわたる検討が進めば、盛岡藩を舞台として、刑事判例集を素材とした法社会の解明が実現するであろう。まさに「**刑法**」ひいては「**雑書**」の余滴というべきではないか。

註

(12) 盛岡藩家老席日記「**雑書**」は正保元年（天保二年）、「**覚書**」は同二年（幕末期）について、領内万般の事象を公式に記録したものとされる（盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編の同名刊行書序文による）。

おわりに

小稿ではデジタル版（『史料集』）という表現を再々使ってきた。それはいうまでもなく『近世刑事史料集1 盛岡藩』の附録としたCD-ROMを指している。これが伝統的に文字、すなわち活字の提供に終わっていた従来の

史料集に、大きな付加価値を加える試みであったことは先に述べた。収録したデータのうち、二〇〇万字に近い文字情報に限っていえば、筆者にとっては瞬時ともいえる文字列の検索ができるることは、俗っぽい表現ながら“凄い”的の一語に尽きた。文中で事例数を特定し、また事柄・人名を挙げて、それ以外に記事がないと断言できたのは、偏方に検索機能のお蔭である。その際、モニターの横に書籍版があることは、検索結果を比較するためには、いうまでもなく非常に贅沢かつ至便の装備であった。文系人間としては、どちらが附録か判らないことに幾何かのアイロニーを覚えつつ作業を進めたのであるが、「いま暫くは」アナログ版の有用性をも存分に確信したことは事実である。少なくとも、さらに高度の検索と表示の機能を附加するまでは——。

それはともかく、小稿では「**刑法**」の全体像を探るため、専ら事例の典拠を探り、記述の形式から出所の想定に終始した憾みがある。しかし、この刑事判例集の意義が長期間にわたる罪と罰の記録であり、その魅力が盛岡藩における法と社会を窺い知るところにあることを忘れた訳ではない。文中では意識的・禁欲的に事例の中身の検討や、複数の記述から一件を再構成するといった、それこそ検索の成果を披露する誘惑は退けたが、機会があれば、厖大で豊富な事例の中身を“楽しみつつ”事件の実態に迫りたいと思う。というよりも、盛岡藩に関心を持つ方々に、様々な観点から取り扱っていただきことを期待している。

冒頭に記したように、「**刑法**」の翻刻・入力は研究会の会員が全員で分担したものである。冊子に収録された記録の重複に編者が気づいたのは、IT化の作業に着手した時点である。重複部分をどうするかということについては、確かに議論の余地があった。しかし、『史料集』では敢えてこれを削除せず、「**刑法**」の全体像の復元を優先させた。事例数のカウンントが不確かになることはさて置いても、微妙な文字遣いの違いも認められ、何よりも編成原理の追求には不可欠だと考えたからである。編年冊子・部類冊子という所論は、この重複部分がなければ成り立たなかつたであろう。ひたすらに、やみくもに全文の翻刻を目指したのでは決してないことを諒とされれば幸いで

ある。

最後に、甚だ遺憾ながら、デジタル版には、セキュリティの関係でかなりの制約が施されている。それにも関わらず、利用の趣旨が諒解されれば、全文の一括検索や記事のコピー＆ペーストを可能とするデータを公開する用意があることを付記しておこう。それは情報を保管する者の義務として、より独創的な分析を支援するための環境づくりだと考えるからである。

〔補記〕

小稿は、本来なら『近世刑事史料集1 盛岡藩』所収の「解題」で叙述する予定であった。一六〇〇頁を超える『史料集』本文の最終校正と、デジタル版への昇華に予想外の時日を費やすざるを得ず、別稿となつた不備を陳謝する次第である。

近日改定予定のデジタル版（Ver2）には、古絵図と連動させた地名検索システムと併せて小稿も収録する予定なので、多角的に利用いただければ幸甚の至りである。